

## 半田市小中学校幼稚園用務員の自家用自動車公務使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市立小中学校及び幼稚園用務員（以下「用務員」という。）の自家用自動車を公務のために使用することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自家用自動車 用務員が所有し、かつ、通常通勤のため使用している道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車又は割賦販売法（昭和36年法律第159号）による割賦等で購入した自動車のうち、日常使用している自動車をいう。
- (2) 運転職員 自己の自家用自動車を運転して旅行する用務員をいう。

### (自家用自動車の使用許可)

第3条 教育長は、公務遂行上、必要があると認める場合で、かつ、運転職員及び自家用自動車が所定の要件を備えていることを確認したときに限り、自家用自動車を公務使用することを許可するものとする。

2 前項の許可は、年間を通して一括して行うものとする。

### (許可の基準)

第4条 前条の公務遂行上、必要がある場合は、次の各号のいずれかの場合とする。

- (1) 半田市教育委員会事務局と学校又は幼稚園間の業務連絡等（原則として1日1往復に限る。）として行う場合
- (2) その他教育長が必要と認める場合

2 前条の運転職員及び自家用自動車が備えなければならない要件は、次の各号の全てとする。

- (1) 運転職員が自己の自家用自動車を運転すること。
- (2) 運転職員が自動車免許を取得して1年以上経過していること。
- (3) 運転職員が道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反する事実を理由として懲戒処分を受け、又は同法第6章第6節の規定により免許の取消し、停止等の処分を受け、若しくは同法第8章の規定により処罰に処せられていないこと。

(4) 自家用自動車に対し、運転職員が任意保険として、保険金額1億円以上の対人賠償保険及び保険金額500万円以上の対物賠償保険に加入していること。

(自家用自動車の使用申請)

第5条 運転職員が自己の自家用自動車について公務使用をしようとする場合には、自家用自動車使用申請書(様式第1)に必要な事項を記載のうえ、申請するものとする。

2 運転職員は、前項の申請書を提出後、公務使用する自家用自動車を変更したときに当該申請書を朱書訂正するものとする。

(自家用自動車使用簿)

第6条 学校長又は園長は、自家用自動車の使用状況を明らかにするため、自家用自動車使用簿(様式第2)を備えるものとする。

(旅費等の取扱)

第7条 公務使用に伴う旅費は、次のとおりとする。

(1) 実測した移動距離(当該距離に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)1キロメートルにつき15円

(2) 公務使用する自家用自動車に係る購入費用、燃料費用、自動車税、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の保険料、交通事故に伴う保険料の割増分、車検費用、交通反則金等の諸費用は、運転職員が負担する。

(事故が生じた場合の措置)

第8条 公務使用の承認を受けた運転職員が、公務使用中に当該自家用自動車により他人の生命若しくは身体又は財物を害した場合には、法令に基づき速やかに応急措置し、直ちに所属長に報告し、指示を受けなければならない。

2 運転職員は、事故の処理後速やかに事故報告書等を作成し、所属長を経て市に報告しなければならない。

(損害賠償)

第9条 公務使用の承認を受けた運転職員が当該自家用自動車を公務のために使用し、事故を起こした場合に係る損害賠償等については、次のとおりとする。

(1) 事故に係る交渉行為は、原則として所属長及び当該運転職員が行うものとする。

(2) 第三者に損害を与えた場合は、当該運転職員が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により損害賠償するものとする。ただし、損害賠償額が当該保険金額を超える場合は、当該運転職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、その超え

る額について市と協議し、市が負担することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、自家用自動車の公務使用について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

自家用自動車使用申請書

半田市教育委員会教育長 様

年 月 日

(申請者) 所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

以下の自家用自動車について、半田市教育委員会事務局と学校又は幼稚園間の業務連絡等の公務に使用したいため、申請します。

所有者	氏 名	
	住 所	
登録車両	車 両 登 録 年 月 日	
	車種 (メーカー・品名)	(メーカー) (品 名)
	車両登録番号 (ナンバー)	
保険の記録	自動車損害賠償責任保険番号	
	加 入 会 社 名	
	番 号	
	保 険 契 約 額	(対人) 円 (対物) 円
運転免許	運転免許を受けた日	年 月 日
	免許取得から1年	1年経過済 ・ 1年未経過

※1 公務使用中に交通事故を起こした場合には、申請者の自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）及び任意保険により損害賠償することとなるため、内容を十分に確認するとともに、届出時に任意保険の加入を証明する書類を添付してください。

※2 届出時に運転免許証を提示してください。

上記のとおり（ 許可 ・ 不許可 ）とします。

年 月 日

半田市教育委員会 教育長

様式第2 (第6条関係)

自家用自動車使用簿

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_月使用分

日	走行距離	備考	日	走行距離	備考
1日			17日		
2日			18日		
3日			19日		
4日			20日		
5日			21日		
6日			22日		
7日			23日		
8日			24日		
9日			25日		
10日			26日		
11日			27日		
12日			28日		
13日			29日		
14日			30日		
15日			31日		
16日					

※備考欄には、学校又は幼稚園と教育委員会事務局間の業務連絡以外に使用した場合の行き先を記入。

上記のとおり公務使用したことを証明します。

年 月 日

学校長・園長

印